◉韓国政府は17名の留学生らを全員即時釈放せよ!
◉日本政府は17名の留学生らの人権回復に努力せよ!

11.22通信

1976年 11月30日
第4号
1部50円＋カンパ
月1回発行
振替口座
大阪1649・摂津富田教会

発行所
「11・22在日韓国人留学生・青年不当逮捕者を救援する会」
大阪府高槻市富田町3−7−25
摂津富田教会（〒569）
電話 0726−96−2562

許すな! この暴虐を ソウル高裁

康宗憲氏 李哲氏に死刑!

康氏・李氏敢然と 脅迫・拷問を暴露!

いわゆる「11・22留学生事件」の第一次逮捕者十二名に対する八月から九月の上旬のソウル高裁の第二審は、被告らの果敢な無実主張を採りあげず、白玉光氏(28)、金哲顕氏(30)に死刑、他の10名には無期懲役から懲役二年という、一審と大差ない過酷な量刑が下され、救援関係者や家族の怒りを更に増幅させていた。その後、日本の救援運動が一般市民層へ急激に浸透する中、第二次グループ五名の裁判が九月下旬より順次始まった。とりわけこれらの公判で注目されたのは、一審で死刑判決の李哲氏(29)、康宗憲氏(26)の両氏が、先の一次グループにも増して果敢な法廷闘争を展開、起訴事実の「北朝鮮行き」を全面否認したのみならず、取調べ時の拷問や脅迫、懐柔工作等を法廷で暴露し、韓国の弾圧史上にも例のない裁判となったことであろう。

しかし、権力は彼らの必死の発言に耳をかそうとせず、逆に死刑判決をもって応えた。これを政治的報復殺人と呼ばずに何と呼ぶか!

第三審に向けて、救援運動を再構築し、必ず彼らを取り戻さねばならない。無実の者を絞首台にのぼらせてはならない!

第二次グループ五名の裁判は、ソウル高裁合議一部（韓正鎮裁判長）に於て、九月二十八日の李東石氏(24)の初公判を口火として開始された。

同公判廷で、李東石氏は、救援会員や家族の前で、起訴事実を全面否認した。それを聞いて激昂した検事が、「それでは、お前の罪は何もないではないか」と難詰した。これに応えて、彼は、「良心に誓って、自分は何もしていない!」と言い切った。が、この公判で早くも懲役10年を求刑された。

十月十二日の判決後、救援会員二名が、彼と拘置所内で面会が適い、彼は、「私も頑張るつもりだ。日本の救援会の皆様に宣しくお伝え下さい」と語った。

趙得勲氏(24)と梁南国氏(26)は、各々、九月三十一日、十月二日に初公判があり、証人申請や、口答弁論で、執拗に抵抗したが、〝魔女狩り〟の図式にはめられた形式裁判ゆえ、一審と変らない判決を、十月二十二日、二十六日に下された。

李哲氏(28)は、一審での死刑判決後「北には行ったことはない、無実だ」と家族や弁護士に主張したところ、KCIAによって故意に面会が全面禁止され、その安否が憂慮されていたが、去る十月十四日、合議三部（全秉淵裁判長）に出廷した。最後に姿を現わした六月時よりも、かなりやせこけ、獄中での憤悶と苦闘を物語っていたが、眼光は炯炯（けいけい）として一語一語噛みしめるように、衝撃的な事実を暴露した。「一審で北行きを認めてしまったのは、KCIAの係官に、『妻と妻の母親を自分の前に連れ出して、全裸にして拷問する』と脅されたからだ」「自分はスパイでもないのにスパイとして殺されるのはくやしい!」と。

[illegible]彼の妻である閔香淑さん(25)も、一審での供述を翻し、検事を狼狽させた。

続いて十月二十八日の第二回公判では、李哲氏が「北へ行った」と言われている六十九年九月、七十三年八月のアリバイが、各々、彼の実母李粉義さん、義兄金秀顕さんによって提出された。（この二回の公判の録音テープが秘かに救援会員によって持ち出された。全文は〝濁流に抗いて（Ⅱ）〟に収録）

しかし、十一月十八日には、残忍な死刑判決が下された。この権力の威丈高な居直りを断じて許してはならない!

康宗憲氏(26)も、十月十九日の第一回公判で、一転翻意し、「北朝鮮行き」を含む重要な起訴事実を否認し、取調べ時の懐柔と脅迫の内幕を堂々と陳述し、法廷の傍聴者や、日本人記者を仰天させた。

更に、十一月一日の第二回公判では、韓国の弾圧史上、画期的な裁判が行なわれた。CIC（陸軍保安司令部）での取調べ時の拷問を具体的に逐一述べ、その酷さに傍聴席は終日わいた。ことに、党員番号が彼の私用の手提げ金庫のダイヤルナンバーであるとのくだりでは、失笑さえ洩れた。（詳細は三面に掲載）

十一月二日の第三回公判では、彼と連座して捕えられたソウル大学医学部の他の学生も、容疑事実を徹底的に否認し、康宗憲氏は最終弁論でも、「無実」を強く主張した。

しかし、検事の最終論告は、彼の身を挺しての発言に全く反論しなかったにもかかわらず、十一月十六日の判決は李哲氏同様、残虐非道な死刑判決であった。

救援の前途は茫洋として暗い。しかし、われわれは何としても、松明（たいまつ）を灯さねばならない。三審に向けて、一層の奮起を!!

第二審判決詳報。

【死刑】康宗憲氏(26)（一審判決死刑）〈大阪市〉李哲氏(28)（〃死刑）〈熊本県〉

【懲役十年】梁南国氏(26)（〃十年）〈大阪市〉

【懲役七年】趙得勲氏(24)（〃十年）〈大阪市〉

【懲役五年】李東石氏(24)（〃八年）〈東大阪市〉

◎大韓民国刑事訴訟法第465条

死刑執行の命令は判決が確定した日から6ケ月以内にしなければならない。

各地でハンスト行動 ―東京、岡山、熊本―

いわゆる「第二次グループ」の五人に不当な判決が次々と出される中で、各地の救援会はハンスト行動をもって判決の無効性を確認し、日本政府への積極的取り組みを促す行動を繰り返した。

【岡山】趙得勲君の救援を押し進めている岡山大学のグループは、十月二十一日ソウル高裁で彼が懲役十五年という非道な求刑を受けたことに反発して、明くる二十二日正午より市内西川公園で四十八時間のハンガーストライキに突入した。「無実の趙得勲君を救え」等の横幕を掲げ、四名のハンスト参加者を中心として、宣伝カーによる市内情宣を含む活発な救援運動を展開し、多くの市民の共感を得、カンパ、署名多数を集約した。

【東京】又、十一月十一日の李哲氏の判決に向けて、東京の李哲氏を救う会三団体と熊本の救援会が合同で、他の在京救援会の強力な支援のもと、九日より数寄屋橋公園にてハンストに入った。

同救援会は、ハンストに入る前、記者会見を持ち、李哲氏の果敢な法廷闘争を伝える公判録などを示し、日本の市民層へ李哲氏の救援を訴えた。

【熊本】熊本でも、十一日の李哲氏の判決を控えて、人吉高同窓生や人吉市民らが、国鉄人吉駅前で四十八時間のハンストを行なった。人吉市始まって以来というこのハンストに、大勢の市民が連日押しかけ支援の申し出が相次いだ。各マスコミも協力して報道する中、人吉市内は「李哲君を救え」「郷土から犠牲者を出すな!」の声に包まれた。救援会は、判決が延期されたが、次の十八日の判決日に向けて、16日午後より再度の四十八時間ハンスト行動に突入した。

東京数寄屋橋公園にて

第三審始まる 金鍾太氏に棄却

金五子さんは大邱へ

切歯扼腕するような二審判決が全ての被告に下され、十七名の留学生らは文字どおり最後の審判である最終審の大法院の判決を待つことになったが、去る十一日九日に、金鍾太氏(26)＝大阪市＝に控訴棄却の大法院審決が下されたことが判明した。同氏はこれで、「無実である」との先の法廷での主張が認められず、一審、二審の懲役十年の刑が確定した。同日の裁判は、百名以上の被告が、押しあいへしあい裁判所大法廷に出廷し、人定尋問と審決で一人あたり僅か二〜三十秒の超スピード判決であった、という。韓国の刑訴法によれば、被告には二週間以内に「非常上告」か「再審請求」の権利があるが、大法院審決後も、概ね死刑判決者以外は上訴せず、そのまま刑が確定する。金鍾太氏は近日中にも大田（テジョン）矯導所に送られる。

第一次グループの白玉光氏らの第三審は、十一月下旬頃、第二次グループの李哲氏らは、明年早々との観測である。

なお、第二審で無期懲役の金五子さん(25)＝京都府乙訓郡＝は二審判決後、一度は大法院へ控訴していたが、突如取り下げ、無期懲役が確定した。

金五子さんは、十月二十八日付けで、大邱（テグ）矯導所に身柄を移された。

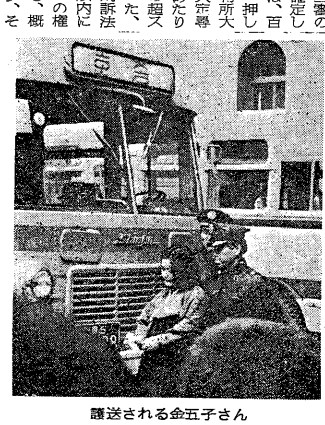
護送される金五子さん

抗議声明

我々の願いは届かなかった。我々の愛すべき友人、康宗憲君は11月16日ソウル高等法院第一部において、またしても極刑の死刑判決をうけた。

ここに我々はこの不当な判決に対し、強く抗議の意を表明する。

二万名に及ぶ我々の嘆願署名を完全に無視し、数々の矛盾点を含むずさんな起訴状も何らその矛盾点の解明もしないまま、そして一カ月足らずの間に4回の公判という極めて短期間の審理で、ソウル高等法院は若き康宗憲君の生命を奪う判決をくだした。

この裁判で検事が康宗憲君の自白が全てである起訴状をもとに、それに対して何ら物的証拠を示さず、起訴状の確認で審理をすすめた。その公判で康宗憲君は、再三再四起訴事実を否定し、また自白は無理矢理させられたことをはっきりと陳述したのである。しかし、検事は、「部分の否定で全体を否定するのはおかしい」等とわけのわからぬ理由で真実を無視し、高等法院でもそれをうけ、非人道的な判断を示したことに対して、われわれは、全身からこみ上げる怒りをおさえることができない。

我々の救援運動はここで立ち止まることはない。今後も、大法院審理に向けて、いや、我々の愛すべき友人、康宗憲君が、我々と手と手をとりあえる日まで、同窓生を結集し、広く世論に訴え、この運動を更に続けていく決意をここに宣言する。

昭和51年11月17日

『康宗憲君を救う』
天王寺高同窓生の会
大池中学有志の会
八尾小・成法中同窓生・有志の会

ソウルの獄舎へ
響け！千人の叫び
9.17

数日前に、金哲顕氏の第二審死刑判決が下されるという切迫した時期の、去る九月十七日に「11・22救援会」主催の二度目の全関西規模の大衆集会が、中之島中央公会堂で持たれた。

集会は、東京、岡山、広島、名古屋等の救援会員を含む、千名をこえる関係者を結集して盛大に開かれた。救援への一層の意欲と熱い想いに燃えた人々が、座りきれず立ち尽す中で、参議員議員の佐々木静子氏の激励の挨拶から始められた。その後、場内の灯りが消され、映画〝再会〟の上映に移った。この映画は、京都の救援グループが、運動の一環として、諸々の障害をのりこえ完成にこぎつけたもので、主人公の金五子さんの日本での軌跡を執拗に追求し、この事件の不当性と日本人が留学生らを救援するという〝係わり〟を熱っぽく問いかけた、佳作で多くの参加者に深い感銘を与えた。

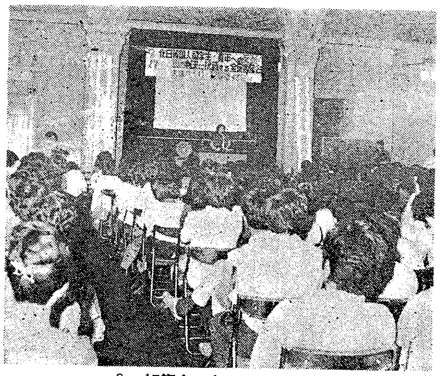

9・17集会　中之島中央公会堂

次に、本集会のメインゲストである権末子（コン・マルチャ）さんが登場した。彼女は、昨夏ソウル留学時、KCIAに不当に逮捕され拷問のすえ虚偽の自白を強要されただけでなく、純潔を凌辱されるという蛮行を受け、それらを身の危険をも顧りみず告発したことは、まだわれわれの記憶に新しい。

彼女は、取調べ時の拷問を話す際は涙声になりつつも、最後に、手記発表後、「韓国人として真に誇りを持ち、統一への闘いに参与を惜しまない。又、祖国で捕われている学友たちへの釈放に向けて私も精一杯努力する」と強く断言し、会場が割れんばかりの喝采を受けた。

最後に、救援会を代表して桑原牧師が「運動はこれからである。躊躇してはならない。彼らが全員釈放されるまで、不退転の心構えで救援運動を押し進めよう！それが、日本人の在日韓国人への主体的な意思の係わりとして必須である」と強く決意表明をし、散会した。

領事館へデモ

前夜の「9・17集会」で決議された〝韓国政府への抗議文〟を手渡すための行動が、翌九月十八日に開始された。まず、同日正午前、「11・22救援会」の桑原重夫牧師ら二十名が大阪韓国総領事館に赴き、抗議文を本国に送付するよう依頼したが、職員によって拒否された。あまつさえ、領事館に居あわせた民団系青年十数名は、救援会員らに殴りかかり挑発したが、会員らは毅然とした態度でこれに応えた。

その後、代表とだけ会おうという申し出で桑原氏が領事館の地階に行ったところ、そこには、田（チョン）某なる——先年大阪に着任した元警察畑出身のKCIA幹部である——領事が待ち受け、「救援運動」を口汚く罵った。桑原氏も「我々の行為は決して内政干渉ではない。無実の青年が殺されるのを人間として見過すわけにはいかない」と応酬したが、物別れに終った。会員らは、「死刑判決絶対反対」等のシュプレヒコールを叫び、散会した。

又、同日夜六時に、西区の靭公園で「11・22事件弾劾！」「死刑重刑判決絶対阻止」等のプラカードを持った学生・労働者ら二百名が集まった。留学生らを必ず取り戻すという意思を確認した後、直ちに領事館に向けての抗議行動を起こした。機動隊の徹底的な規制にもかかわらず、デモ隊は、御堂筋を「白玉光氏への死刑反対！」「十七名の留学生を即時釈放せよ！」等のシュプレヒコールを繰り返し、午後九時過ぎ領事館前で解散した。

なお、このデモ行動で府警機動隊の暴圧的行為で、数名の参加者が負傷した。

夜間御堂筋を南下するデモ隊

友人を救おう
各大学で支援の渦広がる

昨年十一月二十二日のKCIA発表以来、多くの個別救援会が誕生し、精力的な救援活動を展開してきたわけだが、その中核となったのは、犠牲者と同世代の日本の学生たちであった。

当初は高校、大学等で学窓を同じとした救援会員らが、積極的に在籍の大学の友人などに呼びかけ、その輪が徐々に拡大し、現在では関西地方の殆んどの大学を中心に個別救援会や「11・22救援会」を支援するグループが生れている。その活動が顕著なのは、関西では大阪市大、同志社大、大阪大、京都大、立命館大、関西医大、関西大、関学、大阪教育大、神戸大等で、東京では、白玉光氏の救援会がある東京医科歯科大を中心に、早稲田大、法政大、中央大、東大等で学生らしい創意と工夫をこらした救援運動が取り組まれている。その他、李哲氏の救援会のある熊本大や、趙得勲氏の出身校の岡山大を始めとして、鹿児島大、東北大、静岡大、日本福祉大等の各地の大学にも、少なからず「11・22事件」被疑者の救援と、事件そのものを弾劾する声が高まっている。一部の大学の活動を紹介する。

【大阪市大】

崔然淑さんの救援会がⅠ部、Ⅱ部にあり、本年初頭より、学内署名、市内情宣、渡韓等の活動を鋭意展開し、現在では崔然淑さん救出のための学長声明を引き出そうとの活動が学内で進行している。

【同志社大】

姜鍾健氏の出身校ということもあって、昨年発表時より行動を開始し、一審判決のハンストや数回の学内集会を成功させ、現在ではそれらの成果を踏まえて、長期的に救援体制を構築するために、韓国問題全般のシンポジウムなども開催している。

【大阪大学】

初期の活動は鈍かったが、二人（白玉光氏、許景朝氏）の学窓とあって、徐々に学内の救援体制が整えられてきた。吹田、石橋両地区で各々、救援のための三百名規模の集会を成功させたのを始め、教官署名等の活動も群を抜いている。

【東京医科歯科大】

白玉光氏の東京救援会が置かれ種々の活動を率先して行い、在京の各個別救援会の牽引車的役割も担っている。現在では、白玉光氏の「死刑執行阻止」への活動に向けて、国会議員の署名獲得に余念がない。

【京都大学】

個別救援会をもたないが、以前よりの日韓問題への関心の高さに支えられて、六月十九日の全学規模の五百名参加という学内集会を成功させた。一周年の十一月二十二日にも集会を開催する予定。

第二審　金哲顕氏に死刑！
一層の救援の声を

去る九月十四日、ソウル高裁合議一部（韓正鎮裁判長）は、第一次グループ十二名の最後の被告であった、金哲顕氏(30)＝兵庫県尼崎市＝に控訴棄却、一審通りの残忍な死刑判決を下した。

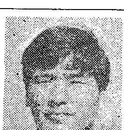

金哲顕氏

同氏の救援を押し進めている「同志社大学金哲顕氏を救う会」は、ソウルに傍聴の会員よりの一報を受けて、同日六時から、京都洛陽教会で抗議集会をもち、「金哲顕神学生救出」へ向けて引き続き精力的な活動を展開することを再確認した。

明くる十五日には、「兵庫県民の会」主催で、栄光教会においても抗議集会がもたれた。

又、東京にても「金君救援関東連絡会」が判決当日、数寄屋橋公園にて情宣活動をおこない、更に十月十一日には、日本キリスト教団会館で救援運動の一層の展開と死刑判決の無効性を訴えるべく、抗議集会を開いた。

同日の集会で兵庫の救援会の土方克彦氏(31)が金氏のいわゆる自白の信憑性について言及し、「知識人が捕まると必ず拷問されて自白を強要される。金芝河氏の良心宣言は、かかる危険から良心を守るための防波堤であった。自白は強要されたものであることは疑問の余地がない。それは金君の場合も同様である。彼の不自然な自白に動揺することなく更に救援運動を推進させよう」と訴えた。

—留学生事件—
弁護士会が声明
10,26

いわゆる「11・22事件」で不当に逮捕された留学生らの家族や事件関連者として名指された人たちが、かねてより正確な事実調査と人権侵害の救済措置を求めて、近畿弁護士連合会の人権擁護委員会（岡田忠典委員長）に提訴していたが、去る十月二十六日、同委員会はこの種の問題では異例の声明発表に踏み切った。

声明では「世界人権宣言の名に於て、留学生らへの極刑・重刑判決は、被告の基本的人権を侵害するものだ」と暗に裁判の不当性を批判している。

同委員会は、本年初頭の提訴を受理して以来、精力的に活動を展開し、既に四月二十七日の白玉光氏の〝アリバイ〟証明を初め、数回にわたって、証人の録取書や調査書を韓国法廷に提出している。

調査は継続中で、現在は康宗憲氏や金哲顕氏の〝アリバイ〟等の問題を検討中。

岡田委員長は、「どれだけ役立つか分らないが、当委員会の最優先事として、今後も鋭意取り組むつもりだ」と語った。

又、声明は「事件は疑問点が多く、くわえて留学生は日本の民主的環境下で成育し、その言動が当局の忌諱に触れたとしても、それゆえに極刑に課すのは過酷にすぎる」と結んでいる。

いつの日か
北里秀郎

九月十三日夕刻、金哲顕君の第二審判決傍聴のためソウルに着いた。出発の時から、まことに気の重い旅であった。

昨年十一月二十二日のKCIA発表文の中に、金君の名前を見つけた時、彼を知るものは一様にわが目を疑った。尼崎市で生まれ、在日朝鮮人に対する政治的、社会的差別の中で文字通りの苦学力行の末、一昨年神学部修士課程を了えた金君が母国に留学生として旅立つ時、彼の祖国の厳しい政治情勢に一抹の危惧を覚えつつも、友人たちは彼自身のすぐれた人格と純粋な信仰的使命感に心から祝福を贈った。

九月十四日の朝、高裁の一七号法廷に向った。金君を含む韓国神大生四人は、白の獄衣に両手錠のうえ麻縄で拘束されていた。まず、韓神大生三名に情状酌量による減刑であったが、金君の「自供」、彼が北朝鮮で受けとった「日本製衣服に至る証拠物件」、それらすべてが起訴状通りと認定され、控訴棄却、死刑の判決であった。

黒い法衣を翻して退廷する判事たちの後姿を見送る被告たちの獄衣、いつの日か明らかにされる神の歴史の法廷でそれはどう立場を変えることになろうか

護送車へと歩む金君はうなだれ、私たちを含めた内外の友人たち、そしてお母さんの呼び声にさえ、もはや答えようとはしなかった。

彼の姿を見送りつつ、私たちは一人の人間の尊厳を引き裂き打ち砕こうとする力に深い憤りを禁じ得なかった。

判決は韓国内の被告と在日の被告を分断する極めて政治的なものである。民主化運動を担ってきた韓国のキリスト教関係者への粛清が一段落した今の時点での韓大神学生三名の減刑は韓国の教会に対する宥和策として一定の意味を持つだろうし、在日韓国人留学生に対する重刑は彼らの生命を今後「恩赦」なりの「政治的判断」如何に委ね、そのためには韓国の現体制に積極的に「理解」と支持を表明する立場からの嘆願しか道がないことを示すことによって、在日韓国人社会への強い締めつけの効果をも持たせることが出来ると考えたのではないかと思う。

昨年十月初め、同志社関係者による救援会の発足を皮切りに、全国各地の救援運動の輪は拡がりつつある。

救援運動も、金君の命を救うことと、運動に関わる個々人が歴史の批判に耐えうる思想と方法をいかに保持していくかというディレンマに陥りつつあるのも事実である。

しかし、私たちはそのようなディレンマの中で、なお力強く働く歴史の主なる神を信じ、上告審の結果如何にかかわらず、彼が解放されるまで救援の手をつないでいかねばならない。

十五日、伊丹空港で金君のお母さんからお話をきく機会があった。当日朝の面会で、金君は最後まで希望を持って頑張る、と話したという。

彼の希望の光が救援活動の上にも働くことを祈りつつ、全国同信の友が各地の救援会に参加してくれるように願ってやまない。

（神戸多聞教会牧師）

◎ソウル高裁、第二審公判廷で◎
康宗憲氏 李哲氏「北行き」を全面否認！

録音テープ等を公表し 無実を主張

記者会見

いわゆる「第二次グループ」の、康宗憲氏（25）＝大阪市生野区＝、李哲氏（28）＝熊本県球磨郡＝両氏の第二審判決を間近に控えた去る十一月十一日、「11・22救援会」は、両氏の家族の方と、救援会世話人の亀田得治氏（弁護士）、アムネスティーの川久保公夫教授の列席を得て記者会見を行なった。

康宗憲氏

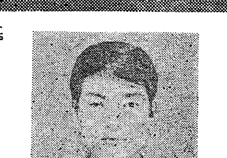

李哲氏

記者会見の席上、「11・22救援会」の桑原事務局長から、裁判傍聴の救援会員によって秘かに持ち出された李哲氏の公判の録音テープと康宗憲氏の公判録が公表された。

救援会では、これらの疎明資料からも一目瞭然のように、事件は完全なデッチ上げで、二人は完全に無実であるとして、来る十六、十八両日に迫った判決公判を注視するように訴えた。

大阪市東区の市立労働会館で、十一月十一日午後二時より、十数社の報道陣が取材する中、救援会の桑原重夫事務局長から、李哲氏の公判録音テープと康宗憲氏の公判録入手のいきさつが簡単に述べられた。

氏はそれらの内容に言及して、「事件発表当初より、政治的思惑で作られたデッチ上げ事件だと規定したが、これ程酷いとは思わなかった。ソウル高裁でここまで赤裸々に拷問の実態などを暴露した例は稀で、韓国の裁判史上でも画期的なものであろう。われわれ日本人としては、彼らの命を賭したこの発言の重さに応えるべく、更に一層の救援活動を展開して、必ず彼らを救い切る覚悟である。」と救援への決意をあらたにした。

又、出席のアムネスティ関西グループ代表の川久保公夫氏（大阪市大教授）は、記者団から感想を求められ、「康、李両君のこれだけの発言を引き出した背景には、〃11・22救援会〃を中心とした救援運動の急速な盛り上りと、大勢の会員たちの献身的な努力があったからであろう。百人の日本人を渡韓させ、四十を超える個別救援会を組織しえた救援運動の大きな成果であろう。私も微力ながら、アムネスティの一員として協力を惜しまない。」と述べた。

十一・一一記者会見、市立労働会館。

次に、李哲氏の実姉の李秀代さん（35）＝大阪府寝屋川市＝が、事件発生以来の家族の苦しみを涙ながらに語り、李哲氏のいわゆる「北行き」のアリバイ証明の証拠品を見つけたいきさつについて、「それまでどうしても見つからなかったのが、裁判開始の一週間前に、熊本と大阪で同時に発見された。最初は狐につままれた様で、信じられなかった。私は信仰の薄いクリスチャンだけれども、この時ほど、神様が私たちを見守って下さる、ということを感じた時はありませんでした。今となっては判決の日まで祈り続けるだけです」と何度も目頭を押さえて話した。

次に、康宗憲氏の父親の康圭禅氏（47）＝大阪市生野区＝は、「一審の裁判傍聴の際には、宗憲が明白な嘘を吐いていると思ったが、こんな取調べのいきさつがあったとは……。今は、裁判長が息子の言葉を信じて、無罪にしてくれることを願っています」と悲痛な面持で語った。

「11・22」事件一周年！
◇各地で集会等相つぐ◇

十一月は、あの憤まんやる方ない「11・22留学生事件」が発表されて一周年を迎える。

私たちの十七名の友人も第二審が全員結審し、死刑四名、無期一名、懲役十年二名等の極悪な判決が下された。

そこで、三審が近々にも開始されるのでは、という危惧が救援関係者に広まっている折、十一月を彼らの救援のための世論喚起と、あらたな権力の策動に徹底的に抗がい、不退転の決意で救援する「行動月間」とした。

諸々の職場や学園等で、一斉に救援への発動が現在行われている。殊に一周年の十一月二十二日前後は、関西のみならず全国各地で救援活動の取り組みが計画され、着々と実行に移されている。

十一月二十二日前後の取り組みを列挙すると、十一月十四日は、神戸グループの集会、十七日、十九両日は名古屋で集会、二十日、阪大で集会、夜は梁南国の救援会がやはり集会。東京では、各個別救援会が帯同団結して、二十日より七十二時間のハンストを打ち抜き二十三日に集会の予定。同志社大では、十八、二十五日にシンポジウム。そして、一周年の二十二日は昼は、大阪市大と京大で集会とデモ、夜は大阪と京都でそれぞれ大集会。又、仙台でも集会。

二十二日以後には、二十五日には関西大I部で、二十七日は同大II部で集会。

そして、これら前段ともいうべき諸活動が積み重ねられて、「11・22救援会」の主催する「11・22事件一周年、十一・三〇全関西集会」へと盛り上っていくのである。

大阪中之島中央公会堂で開かれるこの集会は、救援のために開催された過去のどの集会よりも多くの人を結集させるため、「11・22救援会」を始めとして、支援の団体、個別救援会が一致協力して、種々の情宣のためのスケジュールを精力的に消化している。

このような連綿とした行動が酷寒の獄中で呻吟する被告らへの救援と共感を、一般市民に呼びおこさずにはいないであろう。

ある救援会員は、連日の行動で疲れきった足取りにもかかわらず、「どんなに辛く苦しいといっても、彼らが耐えているそれに比べれば、雲泥の差がある。何とか彼らが元気な足どりで戻ってくるまで頑張るつもりです」と語っている。

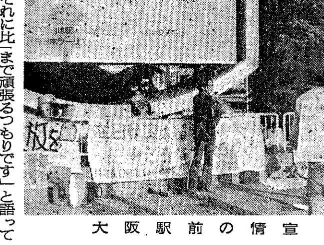

大阪駅前の情宣

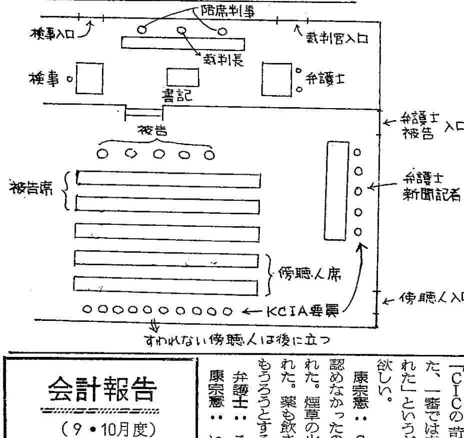

衝撃の事実を告白

康宗憲氏公判録

康宗憲氏、公判傍聴録（抜すい）。

第一回、十月十九日午後二時半より四時まで、ソウル高裁合議一部（韓正鎮裁判長）

被告、康宗憲氏（25）他ソウル大医学部の学生ら十三名。

検事：入北は事実ではないというが、取調べの時認めたではないか。

康宗憲：七三年八月の入北は全く事実でない。CIC（陸軍保安司令部）で、取調べ官が勝手に作製した調書を示され、認めれば不起訴処分にすると言われた。

検事：では何故一審では事実だと認めたのか。

康宗憲：それもCICの言われる通りに認めた。

検事：入北以外は事実なのか

康宗憲：七十三年八月に入北し労働党に入党、スパイ資金として日貨六十万円を受け取った、これらはいずれも強制的に認めさせられたもので事実ではない。又、取調べ時に係官から「お前も韓国人だろう。だったら韓国が今おかれている立場を理解して協力して欲しい。裁判には外国人も尽山来るので、そこで『平壌市民の生活状況は貧窮にあえいでおり、表情も暗かった』、等の反共講演をして欲しい」とも言われた。

◇

検事の徐光兌氏（25）【ソウル大医四年、一審求刑無期、判決懲役十五年】への尋問

検事：康は自分が北へ行ったことを話してお前を抱きこんだのだろう。

徐光兌：そういうことはない。自分は一番の時、病院に入っていたので何を言ったか覚えていない。私は裁判を受けていないも同然だ。

検事：十一月二十七日に、ソウル文理大の前で共犯の他の四人と会ったというのは事実か。

徐光兌：それは十一月二十四日だ。二十七日に会ったという事実はない。だから起訴状は検事がかってに作りあげたものだ。

検事：作りあげたとは何事か！二十七日でも二十四日でもそれはどちらでもよい。その日に康と他の四人とで会って話をしたのか。

徐光兌：いや、康はいなかった。

◇

第二回目。十一月一日、午前十時より午後六時半まで弁護士の康宗憲及び他の被告への尋問

注射を打たれた！

弁護士：先の公判で被告は「CICの苛酷な取調べに屈した、一審では虚偽の陳述を強いられた」というが、詳しく説明して欲しい。

康宗憲：CIC作製の調書を認めなかったので、酷いことをされた。煙草の火を手に押しつけられた。薬も飲まされた。又、何かもうろうとする注射を打たれた。

弁護士：それで認めたのか。

康宗憲：いや、それではない。その後、係官に、「お前のような強情な奴は、検察庁に送らず、ここで消してしまう」と脅され、認めてしまった。

検事：北に行っていないというが、供述書には、極めて具体的に北のことが書かれてあるではないか。

康宗憲：CICで、平壌（ピョンヤン）の大きい市街図を見せられ、専門家から革命博物館はここで、平壌大劇場はそこだ、というふうに何度も説明された。

裁判長：労働党入党の証しとして、起訴状には党員番号が書かれてあるが……。

康宗憲：それだけは自分の意思で言った。その七二一七の番号は自分の私用の手提げ金庫の番号である。

弁護士：その金庫は押収されたのか。

康宗憲：大阪の自宅にある筈だ。

◇

弁護士が他の被告に尋問

弁護士：康被告が酒席で、北の歌をうたい、越北したことを聞いた、という事実は本当か。

他の被告（いづれも）：そういう事実はない。

◇

第四回　十一月九日　午後三時より六時まで。康宗憲氏の最終陳述。

最終陳述「自分は無罪だ」

康宗憲：私は一審で極刑をいい渡されたが、自分としてはそのことに実感が全然湧かない。自分はあくまでも韓国に勉学に来た一学徒で、良心に誓って自分は無実である。裁判長閣下にお願いするのだが、この裁判で私が述べたことを斟酌して正当な判決を出して欲しい。

談話（亀田得治）

法曹人の一人として、この記録を読んで思うことは、両君とも無実であることは明白であろう。

これだけ具体的な証拠が出されているにも拘らず、僅か二回で結審するなど正気の沙汰でない。又、検事が証人に対して威圧的に脅しており、裁判長の訴訟指揮もおかしい。

そもそも、事件全体が政治的な思惑でデッチ上げられ、個人を犠牲に供しようとしている。

この様な人権侵害は、どんなことがあってもやめさせなければならない。日本政府は内政干渉云々を言うが、人道、あるいは人権問題に関しては、口を狭むことが可能だ。

例えば、アメリカは従来から韓国に対して、悪いことは悪いと判然と言っている。もし、アメリカ国内で同様なことが起こった場合、彼らは決して沈黙しないであろう。

翻って日本を見るとき、日本人の一人として気が重い。

私個人も、様々な場所で友人知人にこの問題を話しているが、一人の力などたかが知れている。

ぜひ、この場にいらっしゃるマスコミの皆さんが一致協力して、世論を動かして欲しい。世論が盛り上がれば、政府も何らかの対処を取らざるをえないであろう。

それしか彼らを救う手立てはないだろう。（元参議院議員、弁護士）記者会見にて。

会計報告

（9・10月度）

総収入	1,174,512円
総支出	1,493,010円
差し引き－	318,498円（赤字）

更にカンパ カンパ カンパを

金五子救援の

永続化に向けて！

八月二六日にソウル高等法院で無期懲役の判決を受けた金五子さんは、九月中旬に刑が確定し、一〇月二六日にソウル拘置所から大邱矯導所に移されました。

彼女は第二審直後に上告しましたが、九月四日、弁護士との連絡なしに上告を取り下げました。白玉光氏に対する死刑判決を知り、拘置所内の話から第三審で再び死刑判決を下されるかもしれぬという不安にかられたのが、その理由のようです。一応は彼女の自発的な意思によるものと思われますが、その背後に或る種の圧力があったということも十分推測されます。お母さんとの面会で上告を取り下げたという事実がわかり、弁護士がすぐ面会しましたが、すでに確定通知が本人に届いた後で、わたしたちも手の打ちようがありませんでした。このとき彼女は安堵の色を浮べていたということを聞き、第二審の過程でお母さんが面会されるたびに泣いていたことや、公判を前にして弁護士に「わたしも生きたい」と洩らしていたことを考えあわせて、第一審の死刑判決以来、彼女がどのような脅威にさらされ不安におののきながら日々をおくってきたかをあらためて思い知らされました。

刑が確定して救援運動は新しい段階にはいりました。これからさき彼女が獄中でどう生きるか、それは彼女自身が選び取らねばならないことです。わたしたちのなすべきことは彼女を孤立させないことです。身も心も凍るような冬を二度と味わせてはなりません。思い出すたびに胸が痛みますが、去る三月二日、第一審初公判に彼女は胸を張って出廷しました。今にして思えば、その毅然たる態度は彼女の絶望のしるしでした。逮捕以来五ケ月、家族をはじめ外部との連絡を一切遮断され、差入れも届かず、弁護士の依頼もできぬまま公判を迎えた彼女は、極度の孤立状態に置かれ絶望の渕に沈んでいたことでしょう。できることと言えば、なんとか倒れないように必死で胸を張ることではなかったかと思います。三月中旬の最初の渡韓でその状態を見聞きして、なぜもっと早く彼女を孤立から救えなかったかと悔まれてなりませんでした。この痛恨事をくりかえしてはならぬ。孤立無援の状況に再びおちいらせてはならぬという決意で再出発しようと思います。

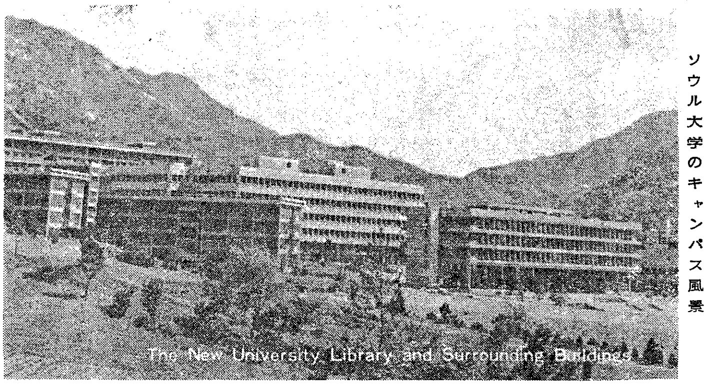

ソウル大学のキャンパス風景

○○○○○新たな救援へ

無期懲役という刑はわたしたちに無期救援の責任を課するものです。彼女を取り戻す日まで年に何回か渡韓し、面会と差入れを続けること、あるいは家族の月一回の面会を保障することなど具体的な救援活動を際限なく続けるためには、相当のエネルギーと資金を必要とします。その態勢をつくらねばならないと考え、救援組織の再構築を急いでいます。

彼女が獄中につながれていることは、わたしたちの生きかたへの鋭い問いかけです。彼女が今なめている苦痛は一口で言うと祖国分断の犠牲であり、わたしたちはその分断の固定化を図る日本の現体制に否応なく組みこまれ、そこに小さな穴ひとつも穿つことができないでいます。そのことが彼女を獄中に閉じこめているのだと言わねばなりません。彼女の解放をひとつのものとして、闘いとりたいと思います。（金五子さんを救う会）

◎第二審公判傍聴記録◎

李東石氏　いつの日か再会を！

「今度はしっかり言えよ」オモニの声が法廷へ続く狭い通路に響く。昨夜、李東石さんのオモニの心配は、「どうして、第一審で彼が検事の質問に対して何でも『イェー（ハイ、そうです）』と答え起訴事実を認めてしまったのか？　ひょっとして法廷での難しい言葉がわからないからだろうか？どうしてだろう？　今度こそは……。」そのようなオモニの哀願にも似た気持が、この言葉に凝縮されていた。

長身を白色のチョゴリ、パジで包んだ、やや面長の色白の顔がしっかりと頷づいた。青い腰紐と手縄で縛られた李東石さんの第二審公判が今から（9月28日）行なわれようとしている。

狭く重苦しい法廷の中、私達が見守るうちに、彼は落ち着いて堂々と陳述していった。彼は留学した気持ちを中心にして起訴状について、個々の事実を反証していった。

——彼の起訴状を見れば、これが検事求刑懲役10年かと思わせるような貧弱なもので、例えば、国家保安法違反で国家機密漏洩とされているのが、電気製品の市価、学生デモの状況、非常事態宣言下のソウルの様子、貧民の生活状態などについて漏洩したとされたり、また軍事機密漏洩が皆と一緒に修学旅行で38度線を見学したことが違反となっている。

これらのことから私達は、個々の事実誤認ということではなく、ささいな事実を意図的に拡大し、国家保安法や反共法、刑法の各違反条項にあてはめたとしか考えられない、と確認してきた。

このような中で、李東石さんが独房にあって考え続け、勇気をもって自分の胸の内を明らかにし、起訴内容をほぼ全面的に否認したことは、どれ程、家族や私達を励ましたことか！

彼は留学の動機を一語一語かみしめながら陳述した。それは、祖国の風習や文化や言葉を知りたい、と思ったこと。以前に渡韓したオモニから（韓国についての）話を聞いて興味を持ったこと。そして日本に住んでいる在日僑胞の二世、三世に役立ちたいと願ったこと。

裁判長をじっと正視した彼の高い声は法廷内にしみわたってゆく。その中でスパイ罪についても、彼を操縦しスパイ活動をさせたといわれる人とは、（自分は）会ったけれども、彼らに話す目的で（歩きまわったことは）ない。見たとおり、感じたとおり話しただけだとはっきり否定した。

そして、具体的に一つ一つの起訴事実について、例えば「（非常事態宣言後のソウルの事情について報告したとされているが）宣言の翌日、済州島に旅行に出発したので、ソウルの事情については、わからなかったから話したこともない。」というように反論していった。これに激怒した様子の検事が「お前が私の前で（以前）話したこととは全然違う。お前の話方では罪はないが、それも信じられない。」と、きつい口調で恫喝するように言いはなった。彼は何か身構える感じで緊張しながら、「それ以外は何も話していない。」と言いきった。検事は、それ以上何も言わず最終論告で懲役10年の求刑を下した。

最後に心情を話しなさいという最終陳述の中で李東石さんは「私が韓国に来たのは、韓国についてもっと知りたいと思ったからです。それで日本に住んでいる在日僑胞の二世、三世に私が何か役立つことをしたくて来たのだ。良心に誓っても別に罪はないと思います。私が留学生だという立場と在日僑胞だという立場を熟知して善処をお願いします。」と自分に罪は無いことを訴えかけた。

これを聞いてオモニは「よく言ってくれた。今日の裁判は良かった。特に最終陳述が良かった。」と自分の息子に対して、今までよりもより深い愛情と信頼のまなざしを送り続けていた。最終陳述は、傍聴した全ての人を心から感動させた。

公判後、李東石さんは長い背を曲げ、私達を見つめながら、ニッコリ微笑んでいた。私は「今度12月には東大阪からぎょうさん来るからな。がんばれよ。」と声をかけた。

様々な弾圧、脅迫がある中で勇気をふりしぼって言いきった李東石さん。彼をささえる家族。

そのオモニの「救援会が出来て、東大阪で何万人もの人が見ているから（東石よ）気をしっかり持って」という言葉の中味に応えられるような救援会になっていかねば。いろいろな困難の中で友人として、日本人として……。（李東石さんを救援する会）

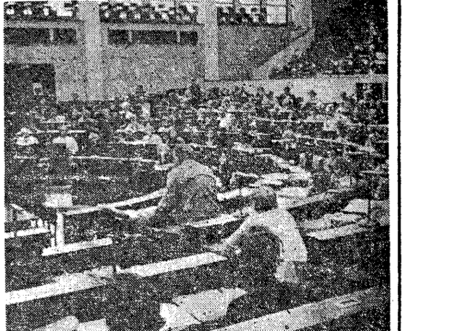

ストラスブールの総会

アムネスティー国際総会へ

桑原氏訴える！

桑原牧師

既報のように、「11・22救援会」事務局長の桑原重夫牧師は、去る九月二十二日から二十六日にかけてフランスのストラスブールで開かれた、アムネスティー国際総会に出席した。

会議は、世界各国のアムネスティ関係者四百名が列席し、〝良心の囚人〟救援の様々な問題点や、今後の相互の関心事等の意見交換を友好的におこなった。

桑原氏を始めとする日本代表四名は、韓国の政治犯の処遇や拷問の実態に言及し各国の注目を集めた。又、「留学生事件」のパンフ約二百冊を、各国の代表に配り、「未だ二十代の前途有為な青年が四名、政治の思惑で無実にもかかわらず殺されようとしている。」と事件の本質と性格を話し、事態の緊急性と早急な救援の取り組みへの要請をしたところ、各国の共感と支援の申し出が相次いだ。

桑原事務局長談、短期間の訪仏であったが、多大の成果を収めたものと思う。今後は、次期大統領のカーター氏か、同氏の周辺筋に、この問題の訴えと釈放への証徴を得るため、ぜひアメリカに行きたい。

濁流に抗いて（II）

○渡韓報告
○公判記録
○家族の声
○救援レポート
○その他未発表の資料を多数収録しました。

B5判　90ページ
¥300
〒140円

11・22不当逮捕者の個人別救援会連絡所

・『金五子さんを救う大山崎小学校同窓生の会』
京都府乙訓郡大山崎町円明寺東ノ口一三、長谷川清（〇七五－九六一－〇四三四）

・『金五子さんを救う乙訓中学同窓生の会』
川崎市中原区下小田中九六三、衛生局宿舎一〇四号、伊藤気付

・『立命館大学、金五子さんを救う会』
大阪市旭区中宮二－二五、山田気付（〇六－九五二－九二四九）

・『白玉光君を救う大手前、阪大同窓生の会』
東京都文京区湯島一－五－四五、東京医科歯科大学新聞会気付

・『早稲田大学崔然淑さんをはじめとする在日韓国人「政治犯」を救援する会』
東京都新宿区戸塚一－六四七、早稲田大学、韓国問題研究会気付

・『李東石さんを救援する会』
東大阪市下小坂五三五、杉本気付（〇六－七二一－五八二七）

・『金哲顕さんを救う会関東連絡会』
東京都豊島区巣鴨三－三－五、巣鴨ときわ教会気付

・『姜鐘健を救う会』
京都市上京区烏丸上立売西入、同志会大学高原研究室気付、（〇七五－四三一－六一四六）

・『趙得勲氏を救う大阪の会』
大阪府守口市龍田通一－三九、水谷雄平気付、（〇六－九九二－一七四〇）

・『梁南国氏を救う会』
大阪市東淀川区豊里三－一三七、中野気付

・『康宗憲君を救う八尾小学校、成法中学同窓生有志の会』
八尾市本町七－七－五、中野気付（〇七二九－九三－四七三二）

・『康宗憲君を救う大池中学有志の会』
大阪市生野区中川二－二－一四　尾崎気付

・『李哲さんを救う人吉高校同窓生の会』
東京都練馬区石神井町六－二八－一四さくら荘、井上気付、（〇三－九九四－九八五七）

・『李哲さんを救う熊本の会』
熊本市本荘二丁目、熊本大医学部学生会気付

・『李哲さんを救う中央大学同窓生の会』

・『趙得勲君を救う会』
岡山市田町一－七－二八、岡山バプテスト教会気付、（〇八六二－三一－三七七八）

救援会短信

◎この稿を書きながらふと気づいたのですが、明日が一周年の十一月二十二日です。茫洋とした時の流れに比べれば、私たちの非力さは……。

◎康宗憲、李哲両氏の公判での凄絶な闘いを伝える資料が相次いで入手できました。しかし、判決は居直りとしか思えぬ死刑！。救援への声を絶えず絶えず続けていかねばなりません。両氏の安否を祈るばかりです。

◎火、木、土、日のお昼から午後九時頃まで事務局員が詰めています。救援のニュース、資料請求等、どうぞ。

◎十一月だけで、「11・22問題」の集会などが約三十ほど計画されています。この声を何とか彼らの釈放に向けて、の思いに駆られています。

◎東京の南野君、この通信を読んでいますか、お問合せの件、暇をみてゆっくり書きます。

◎待望のパンフができました。仲々よくできていると思います。今後は、このパンフを中心に救援の声を更に高めましょう！

◎最後に、またカンパのお願いをします。救援会は現在七〇万円程の赤字を計上しています。ぜひボーナスカンパを！！（QN生）